

名古屋市立助光中学校 いじめに対する基本方針

※ この方針は、別添の R6 年度名古屋市立助光中学校いじめ防止基本方針を基に作成しています。

いじめ防止の取組に対する基本理念

- いじめはあってはならないこと、許されないこと、という理念のもと、「どの学級・どの学校・どの生徒にも起こりうる」とい危機意識をもつ。
- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- 教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行う。
- 学校は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

いじめ防止のための取組

未然防止の取組

- 生徒の自己肯定感を高めるために、「一人一人が参加・活躍できる授業」に努める。
- 道徳教育の実践を通して、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
- 一人一人の生徒が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、生徒の自己有用感の育成を図る。
- 全中学1年生の生徒に、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

早期発見の取組

- 日頃から生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解し、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。
- 「ウェブ版学校生活アンケート」「心チェック」「教育相談アンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。
- 学期1回の「いじめアンケート」を実施し、定期的な実態把握に努める。

その他の取組

いじめ等対策委員会を定期的に行き、校長・教頭・教務主任・校務主任・各学年主任・生徒指導主事・学年生活担当・特別支援学級主任・養護教諭・子ども応援委員会SC・子ども応援委員会コーディネーターなど様々な視点から生徒の状況を確認する。また、未然防止の取組、いじめを認知した際の対策や対応を確認する。